

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第26号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第42条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第42条第2項の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。